

# 浄化槽

## 重要な4つの義務

法定  
検査

指定検査機関



保守点検業者



清掃業者



清掃

浄化槽  
管理者  
(使用者)



保守  
点検

正しい  
使用

「浄化槽」は身近な生活排水処理施設です。  
美しい自然を守りながら、快適な日常生活を実現するため、  
正しい浄化槽の管理をいたしましょう。



# 浄化槽の維持管理について 正しい知識で、さわやかな環境を

## 保守点検

浄化槽が正常な機能を保持するために、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業です。

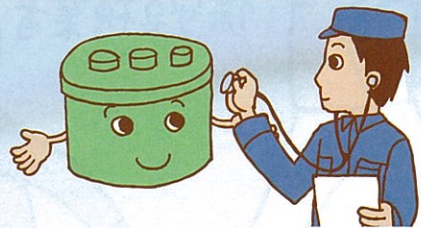
※浄化槽の保守点検は、環境省で定める回数の実施が必要です。

(環境省令で定める回数)

保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)の保守点検回数			浄化槽(合併処理浄化槽)の保守点検回数		
処理方式	浄化槽の種類	期間	処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月		2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月	活性汚泥方式		1週
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月		2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く。)	2週
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月		3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月			

知事の登録を受けた保守点検業者へ  
依頼してください。

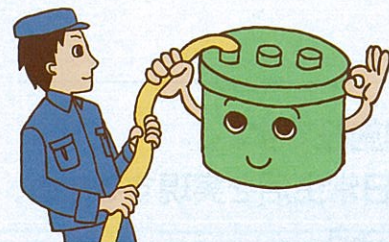


## 清掃

浄化槽内にたまった汚泥やスカムなどの引き出し、及び機器類の洗浄、掃除等を行う作業です。

※浄化槽の清掃は毎年1回の実施が義務づけられています。

(全ばっ気方式の浄化槽は、「環境省令で定める回数」により、おおむね6ヶ月ごとに1回以上の実施が必要です。)



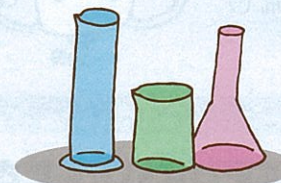
浄化槽の清掃は  
市町長の許可を受けた浄化槽清掃業者に  
依頼して実施してください。

## 指定検査機関による法定検査

保守点検、清掃のほかに、指定検査機関(一般財団法人 三重県水質検査センター)による法定検査を受けることが義務づけられています。

### 法定検査

- 設置後等の水質検査(浄化槽法第7条)  
新たに浄化槽を設置した時は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に受検して下さい。
- 定期検査(浄化槽法第11条)  
毎年1回受検して下さい。
- 指定検査機関 一般財団法人 三重県水質検査センター  
津市栄町三丁目119番地 TEL 059-213-0707



### 検査の内容

- 外観検査 設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、使用の状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況、か・はえ等の発生状況
- 水質検査 BOD、透視度、残留塩素濃度、塩化物イオン濃度、汚泥沈殿率(SV)、pH、溶存酸素量(DO)  
(※検査の種別によって実施しない水質項目があります。)
- 書類検査 保存されている保守点検及び清掃の記録等を確認し、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについての検査

## 浄化槽法の一部を改正

浄化槽法の改正(平成18年2月1日施行)により、法定検査の受検について県の監督規定が強化されました。

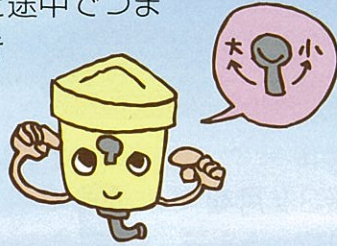
浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、県知事は、法定検査を受けることを確保するために浄化槽管理者に対して指導・助言をすることができるようになりました。さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に勧告・命令をすることができ、その命令に従わない場合には罰則が適用されることとなりました。



# 浄化槽の正しい使い方

## ●水はきちんと流してください●

使用水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。使用の都度、きめられた量を流しましょう。



## ●放流水は必ず消毒を!!●

浄化槽の放流には消毒を行います。消毒剤の定期的な補給が必要です。(保守点検業者にお問い合わせてください。)



## ●薬品類は使わないでください●

洗剤、洗剤、殺虫剤等で浄化槽の正常な機能を妨げるものは流さないで下さい。(合併処理)浄化槽には、使った油は流しなどに流さず、ゴミと一緒に出して下さい。



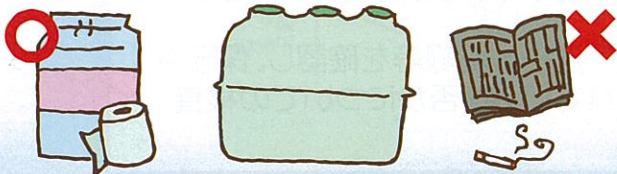
## ●か、はえの駆除●

殺虫剤(DDVP樹脂蒸散剤)をマンホール等からつるして駆除します。薬局でお買い求めいただくか(印鑑必要)、保守点検業者にお問い合わせてください。



## ●トイレにはトイレットペーパー以外の異物を流さないで下さい●

タバコの吸いながら、生理用品(雑物、ゴム製品)は絶対に流さないでください。



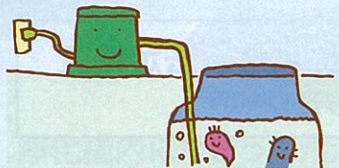
## ●マンホールの上に物を置かないで!!●

保守点検、清掃や法定検査のときに不便です。



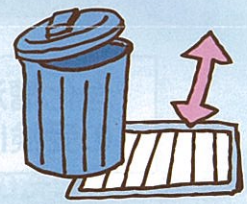
## ●電源は絶対に切らないでください●

電気設備を有する浄化槽では電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。



## ●通風装置はふさがないでください●

腐敗型の浄化槽は空気が通るようになっているので出入口をふさがないように注意してください。



## ●管理の記録は大切に!!●

保守点検・清掃及び法定検査の記録はまとめてわかりやすい場所に保管しましょう。

- 保守点検記録票(3年間保存)
  - 清掃記録票(3年間保存)
  - 法定検査結果書(保存書類)
- その他パンフレット等、すぐ取り出せるようにしましょう。

三重県

一般財団法人 三重県水質検査センター

所在地/津市栄町三丁目119番地 TEL/059(213)0707